

令和5年4月13日

保護者様

貝塚市立第一中学校
校長 山下 勝也

令和5年度 諸費（教材積立費等）集金額について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は、本校教育にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本校では集金を金融機関による自動振替の方法で、保護者の皆様のご協力をいただいております。今年度は、下記のとおり振り替えいたしますので、ご入金のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 毎月の金額

<1年>

	4・5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
教材積立費	5,000	5,000	5,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
PTA会費	800	400	400	0	800	400	400	400	400	800
生徒会費	200	0	0	0	200	0	0	0	0	0
給食費	10,800	5,400	5,400	0	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	*5,400
合計	16,800	10,800	10,800	0	11,400	10,800	10,800	10,800	10,800	11,200

<2年>

	4・5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
教材積立費	5,000	5,000	5,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
PTA会費	800	400	400	0	800	400	400	400	400	800
生徒会費	200	0	0	0	200	0	0	0	0	0
給食費	10,800	5,400	5,400	0	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	*5,400
合計	16,800	10,800	10,800	0	11,400	10,800	10,800	10,800	10,800	11,200

<3年>

	4・5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
教材積立費	5,000	5,000	5,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	0	0
PTA会費	800	400	400	0	800	400	400	400	1,200	0
生徒会費	200	0	0	0	200	0	0	0	0	0
給食費	10,800	5,400	5,400	0	5,400	5,400	5,400	5,400	*5,400	0
合計	16,800	10,800	10,800	0	11,400	10,800	10,800	10,800	6,600	0

*給食費について

- ・1、2年生は年間給食回数により2月集金額が変更となる場合があります。
- ・3年生は年間給食回数により1月集金額が変更となる場合があります。

2. 教材積立費について

- ・ 3年で実施する修学旅行の費用にむけて、教材積立費の残額は次年度に繰り越しします。
- ・ 3年の教材積立費の集金は12月までを予定しています。変更がある場合は12月下旬に1月以降の集金額をお知らせします。

3. 引き落とし日（振り替え日）等について

- ・ 引き落とし日は、8月と3月を除く毎月3日です。引き落とし日が、土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日になります。
- ・ 第1回は、4・5月分を5月8日（月）に引き落としいたします。
- ・ 8月と3月は集金いたしません。9月と2月にPTA会費を2ヶ月分集金いたします。
※3年生は1月にPTA会費を3ヶ月分集金いたします。

4. 中学校給食について

- ・ 給食費は1食あたり300円です。年間の集金額は給食回数によって決まります。
- ・ 裏面に「中学校給食について」を載せていますのでご覧ください。

5. その他

- ・ 引き落とし日の前日までにご入金いただきますようお願いいたします。残高不足等により、金融機関から引き落としができなかった場合は、現金にて集金いたします。

※就学援助制度の受付期間は、4月28日（金）までです。申請される方は期日までに申請をお願いします。

中学校給食について

貝塚市教育委員会

①給食の提供方式について	デリバリー方式（民間事業者による調理・配送）で実施します。
②給食費について	<p>（費用） 給食費（食材費）は1食あたり平均300円で、月額で5,400円を徴収します。</p> <p>（徴収方法） 1・2年生は4月から2月まで、3年生は4月から1月まで（それぞれ8月は除く）で、毎月口座振替（諸費と同じ口座）をさせていただきます。 1・2年生は2月または3月で精算、3年生は1月または2月で精算します。</p>
③給食費の返金について	<p>病気、ケガ、学級閉鎖、気象警報等の突発的な理由で給食を食べなかった場合の返金はありません。</p> <p>ただし、長期欠席の届け出があり、その期間が給食実施日において連続7日以上になる場合は、給食を止めることができ、6日目以降分は返金できます。（届出日を含め5日間は給食費の返金はありません。）</p> <p>転出についても、届出日を含め5日間は給食費の返金はありませんが、日単位の精算を行います。</p>
④食物アレルギー等のある生徒への対応について	<p>(1)食物アレルギーへの対応につきましては、えび・かに・卵・乳・落花生の5品目について、代替（除去）献立でアレルギー対応給食の提供を行います。（そばの使用はありません。）</p> <p>(2)食物アレルギーがあり、アレルギー対応給食を希望する生徒については、安全確保を最優先とするため、医師の意見、証明のある「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただきます。また、毎日、各自で配膳室に取りに行くことになります。</p> <p>(3)食物アレルギーの原因となる食品が上記5品目以外にあるなどの理由で、アレルギー対応給食での対応が困難な場合は、各ご家庭で昼食の用意をしていただくことになります。その場合も、医師の意見、証明のある「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただきます。</p> <p>(4)牛乳アレルギーや乳糖不耐症（牛乳を飲むと下痢をしてしまう）等で牛乳を飲むことができない生徒には、牛乳の代わりにお茶を提供します。また、小麦アレルギー等でパンを食べることができない生徒には、パンの代わりにごはんを提供します。（返金はありません。）その場合も、医師の意見、証明のある「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」または「診断書」を提出していただきます。</p> <p>※医師の診断費用等は保護者負担となります。</p>
⑤献立表について	<p>毎月発行します。献立表には、献立名、食材名、特定原材料7品目と特定原材料に準ずるもの21品目について表示します。（特定原材料とは、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生で、特定原材料に準ずるものとは、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、アーモンドです。）</p>
⑥給食当番の服装について	<p>運搬用コンテナとランチボックスの双方にふたをしていますので、衛生面での心配はありません。したがって、生徒は普段の服装のまま給食当番をします。</p>
⑦その他	<p>(1)おはし、スプーンは各自持参してください。割りばし等の用意はありません。</p> <p>(2)ごはんのおかわりはありますが、おかずのおかわりはありません。</p> <p>(3)土曜参観やテスト期間など給食のない日があります。</p> <p>(4)ふりかけなどを持ってくることはできません。</p>